

学卒者地元就職促進事業

【目的】

- ・中小企業者等が市内中学校又は高等学校と連携して行う事業を支援することで、地域産業を支える人材の育成及び確保を図り、学卒者の地元就職を促進する。

【補助交付金額】

補助率	補助金限度額
市長が認めた補助対象経費の 1/2 以内	20 万円

※補助対象経費の総額が 5 万円未満となった場合は、この補助金の対象外となります。

→ 事業効果が小さいと判断します。

【対象者】

- ・市内中学校又は高等学校と連携して行う中小企業者等。

【対象となる事業】

- ・中小企業者等が市内中学校又は高等学校と共同で実施する事業であって、事業目的に合致するものについて、対象とします。
- ・学卒者地元就職促進事業については、最大 3 年間継続して支援することができます。

【対象となる経費】

- ・以下の経費を対象とします。

	費目	説明（対象経費として想定される経費）
(1)	機械装置等費	事業実施に必要なものに限り、リース又はレンタルできないものに限る
(2)	広報費	実施事業に関するものに限る
(3)	展示会等出店費	
(4)	旅費	食糧費は含まない
(5)	開発費	原材料等を含む
(6)	資料購入費	
(7)	借料	
(8)	専門家謝金	
(9)	専門家旅費	食糧費は含まない
(10)	委託費	
(11)	外注費	
(12)	その他市長が認めたもの	

【対象とならないもの】

- ・他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。

【申請フロー】



1 申請

補助対象事業に着手する1ヶ月前までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第1号様式）	
②	申請者確認書類	②-1 個人事業の場合→住民票（抄本）（有料） （複合庁舎1階総合窓口）※個人番号記載不要 ②-2 法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ②-3 中小企業団体の場合→団体の所在地、活動内容、予算決算、団体に加盟している会員がわかる資料 ※②-1、2は発行して3か月以内のもの、②-3は直近のものに限る。いずれも写しで問題ない。
③	事業計画書（別紙様式）	
④	補助金等交付申請額算出調書（第2号様式）	収支予算書との整合性に注意。
⑤	収支予算書（第3号様式）	金融機関から借入する場合、その額も記入する。
⑥	市税の滞納がないことの証明書類	納税証明書（複合庁舎1階総合窓口）または滞納がないことの証明書（複合庁舎2階税務課4-3番窓口）のどちらか（※どちらも有料） ※発行して1週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑦	暴力団員ではない旨の誓約書	
⑧	納税対応状況申出書	消費税の免税事業者、簡易課税事業者は提出。
⑨	事業連携に関する同意書	
⑩	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり。

※この事業は、申請する事業者と事業連携する学校が十分な協議を行い、事業者が学校長の同意を得た上で、申請書とあわせて事業連携に関する同意書を提出する必要があります。

2 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10日～14日程度かかります。

3 変更

申請内容に変更が生じた場合は、相談のうえ速やかに次の書類を提出してください。

(1)事業内容が大幅に変更になったとき

①	変更承認申請書（第5号様式）	
②	事業計画書（別紙様式）	申請時に提出したものから変更箇所がわかるように記入。

※注意！ 変更により補助目的に合致しなくなった場合、交付決定を取り消すことがあります。

(2)事業を取りやめたとき

①	中止・廃止承認申請書（第6号様式）	
---	-------------------	--

4 実績報告

補助事業の完了後1ヶ月以内に、次の書類を提出してください。

①	実績報告書（第8号の3様式）	
②	事業実績書（別紙様式）	
③	補助金等交付申請額算出調書（第2号様式）	
④	収支決算書（第9号様式）	
⑤	支払いを証明する書類	領収書、振込用紙、通帳の写しなど。
⑥	成果物の写真	
⑦	その他事業実施の成果物	
⑧	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり。

5 補助金の確定

申請どおりの事業内容が確認できれば、市内部で補助金の確定手続きを行います。手続きが済みましたら、市から申請者へ連絡し、「補助金確定通知書」をお渡しします。

6 補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第11号の1様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し など

※注意！ 補助金の振込先口座は、申請事業者または申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

7 補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。振り込み日は、請求書提出日からおおよそ2週間～1ヶ月です。